

民法改正により、離婚の際の子の利益の明確化と、子どもとの面会交流や養育費についての協議推進が明文化されました

4月より、民法等の一部を改正する法律が施行され、親権喪失や未成年後見制度などの規定が改正されました。ここでは、改正のうち、離婚の際の子どものための協議などについてお知らせします。

改正の内容は、協議離婚の際、離婚後も親と子の間で適切な面会交流が行われることや、養育費が継続して支払われることが重要であることから、あらかじめ取り決めをしておき、子どもの利益を最も優先して考慮しなければならないことが民法に明記されたものです。

また、これまで離婚届書には、父母の離婚後、子どもとの面会や交流、養育費について記載欄がありましたでしたが、本改正を受け、未成年の子どもがいる場合の面会交流と養育費の分担の取り決めについて、離婚届書に新たに記載欄が設けられましたので、お知らせします。

2012
5/20

市民協働推進課市民協働推進係